

平成14年(行ウ)第2号事件 公金支出差止等請求事件
原告 伊勢 昭一 外3名
被告 盛岡市長 外3名

求 釈 明 書

平成15年6月 日

盛岡地方裁判所第2民事部 御中

原告代理人

弁護士 佐々木 良博 ・
同 小笠原 基也 ・

記

第1 求釈明の趣旨

被告らは、答弁書、準備書面で、梁川ダム必要性について抽象的に述べるのみで、本件の重要な争点に関する後記求釈明事項について、何ら詳しく触れるところがない。

そこで、原告としては、後記事項について、被告らに対し、釈明を求めるとともに、関連資料について、次回期日前に被告らに対し、提出することを求めるものである。

第2 求釈明事項

1 被告らは、「「築川ダムからの取水がなくても将来の水需要に対応できることが明らかとなった」とする原告らの主張は争う。」(被告答弁書)と主張しているが、

(1) 現在から築川ダムからの取水を必要とする時点までの、各年における盛岡市の人口見通し、及びその根拠。

(2) 現在から築川ダムからの取水を必要とする時点までの、各年における盛岡

市の水需要見通し，及びその根拠。

2 原告は，盛岡市の将来人口を予測するにあたって「ロジスティック曲線式による予測値の中には，新規開発人口がすでに算入されており，さらに加算する根拠は乏しい」(原告第1準備書面，p5)，と主張した。これに対し被告らは，「盛岡南地区開発は，北東北の拠点を目指す盛岡市の主要施策であり，過去の宅地開発に比べはるかに規模が大きく，宅地開発だけではなく都市基盤整備も行うことから，流入人口が見込めると判断し加算したものである。このことから，開発区域内の増加人口に対する市外からの流入人口加算は20%としているものであり，過去の実績から見ても過剰ではないと考える。」(被告準備書面(1)p10)，と反論している。この点に関し，下記の事項について釈明を求める。

- (1) 過去の開発行為，開発区域内の増加人口，増加人口に対する市外からの流入人口比率を，開発行為別，年度別に明らかにすること。
- (2) 今後予定されている開発行為，開発区域内の増加人口，増加人口に対する市街からの流入人口比率を，開発行為別，年度別に明らかにすること。
- (3) 盛岡市が岩手県に提出した「現時点における取水計画と実績の取水量並びに今後の見通しについて」(甲13号証)における，1日最大給水量算出の根拠とした，人口見通し及び開発行為，開発区域内の増加人口，増加人口に対する市街からの流入人口比率を明らかにすること。

3 被告らは，「16万91501 m^3 は，5箇所の浄水場の浄水能力の合計値である。5カ所の浄水場は，地形的な要因や維持管理上から対応配水区域が決められているものであって，浄水場間の連絡管は整備されているが，基本的には災害時の応援を目的としていることから，それぞれの浄水場が，同時期に稼働率100%となることは無いものと考えられる。このことから，16万91501 m^3 は数字上の最大値であり，約3万5250 m^3 の余裕とはいえない。」(被告答弁書)と主張しているが，

- (1) 「数字上の最大値」ではない、実際の1日最大給水量はいくらか。
- (2) 5箇所の浄水場全体の稼働率は最大何%が可能か。
- 4 被告らは、「周辺町村の水源が小規模な地下水や小河川である実態を踏まえると、築川ダム水源は確保しておくべき水源であると考えているところである。」(被告準備書面(1)p4)と主張しているが、この点に関し下記の事項について釈明を求める。
- (1) 周辺町村の水需給計画を明らかにすること。
- (2) 周辺町村の中で築川ダムから取水を行う意向を持っている町村の有無、及びその町村名、取水開始予定時期、取水予定量。
- 5 被告らは、「盛岡市においても同様に、渇水により取水制限直前まで行った経験がある。」(被告準備書面(1)p4)と述べているが、
- (1) それはいつのことか。
- (2) その時の水需要量及びそのとき稼働していた浄水場の数、給水能力はどれだけだったか。
- 6 被告らは、「長期的な水需要への対応、広域的な対応、渇水や水源汚染などのリスク対応など総合的に検討し、判断した結果、築川ダムに利水参加したものであるから、その判断は適正であり、被告らの裁量権の範囲内で行われたものといえることができる。」(被告準備書面(1)p6)と主張しているが、
- (1) 上記の検討及び判断は、いつ、どのようにして、誰によって行われたのか。
- (2) 検討、判断の内容を記した文書はあるか。文書があれば、その提出を求める。

以上